

鶴岡市農業委員会第 13 回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和 3 年 1 2 月 1 4 日 (火) 午後 3 時 鶴岡市藤島庁舎 大会議室
出 席 農業委員	1 番 五十嵐 覚 2 番 荻原 優太 3 番 坂東 陽水 4 番 丸山 成章 5 番 阿部 元成 6 番 吉住 喜之 7 番 大池 典子 8 番 石塚 治己 9 番 土岐 善久 10 番 佐藤 康弘
出 席 推進委員	1 番 須田 進二 2 番 原田 政幸 3 番 齋藤 潤子 4 番 齋藤 健一 5 番 阿部 隆 6 番 田澤 幸弘 7 番 榎本 勝 8 番 長谷川 浩之 9 番 菊地 勝三 10 番 野村 仁 11 番 佐藤 泰仁 12 番 佐藤 克久 13 番 本間 誠 14 番 五十嵐一浩 15 番 佐藤 宣夫 16 番 伊藤 貢
遅参委員	9 番 菊地 勝三 推進委員
早退委員	なし
欠席委員	なし
事 務 局	局長 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 主査 黒井 布美 主査 坂田 英勝 専門員 北山 武徳 調整主任 金内 かな 主事 齋藤 柗士 鶴岡分室調整専門員 佐藤 伸 温海分室主査 五十嵐 明美
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会
	開 会 午後 3 時
議 長	本日の欠席はありません。遅参は 9 番 菊地 勝三推進委員です。早退はありません。 定足数に達しておりますので、ただ今より第 13 回西部農地部会を開会します。 はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会 総会及び部会会議規則第 24 条第 3 項の規定により議長において指名したいと思いま すが、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、議長の方から指名いたします。1 番 五十嵐 覚 委員、2 番 荻原 優太 委員を指名いたします。 次に会期の決定を行います。本部会の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、 これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	<p>異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入らせていただきます。 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について 報告第5号 農地法第5条の規定による届出について を一括上程いたします。 事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について》
	(説 明) 《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について》
	(説 明) 《報告第3号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について》
	(説 明) 《報告第4号 農地の転用事実に関する照会について》
	(説 明) 《報告第5号 農地法第5条の規定による届出について》
議 長	報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	<p>ないようですので、報告事項ですので次に進ませていただきます。 これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) 《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議 長	<p>3条案件ですので担当委員より現地調査及び現地確認の報告をお願いします。 1番五十嵐覚委員。</p>
1 番 委 員	<p>1番五十嵐です。議案第1号3条の所有権移転の案件について報告します。11月17日に温海分室の事務局と現地を確認してきました。出し手の方は水稻を作付けしております、その後を受人の五十嵐ファームが買い取りするということでした。五十嵐ファームも規模拡大中ですのでなんの問題もないと思います。以上です。</p>
議 長	13番本間誠推進委員。
1 3 番 推 進 委 員	<p>13番本間です。貸借権設定鶴32、鶴33、鶴37、貸借権移転鶴29、鶴30の案件についてです。 まず、貸借権設定鶴32、貸借権移転鶴29、鶴30の案件ですが、これは私の近所で一緒に法人の部員として大豆の刈り取り等いろいろとやっておりますしハウスでメロンもやっておりますので問題ありません。 貸借権設定鶴33に関してもハウス等管理をしております。同じく鶴37の方も果樹、畑、田んぼと幅広く家族でやっておりますので問題ないと思われま。以上です。</p>
議 長	3番坂東陽水委員。
3 番 委 員	<p>3番坂東です。貸借権設定鶴34、鶴35ともに農地としてしっかりと管理されておりました。以上です。</p>
議 長	2番荻原優太委員。

2 番 委 員	2 番荻原です。貸借権設定鶴 36、貸借権移転鶴 31 の大山の案件ですが、住所は違いますが親子関係です。農機メーカーで働きながらですが農業もやっていくということで問題ない旨を確認しております。以上です。
議 長	6 番吉住喜之委員。
6 番 委 員	6 番吉住です。貸借権設定鶴 38 について親子間の使用貸借でして許可要件の全てを満たしていることは日頃から確認しておりますので報告します。以上です。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》
議 長	担当委員より現地調査の報告をお願いします。 13 番本間誠推進委員。
13 番 推 進 委 員	13 番推進委員本間です。12 月 6 日に 4 番丸山委員と鶴岡分室佐藤さんと現地調査に行ってきました。鶴 15 の外内島ですが、この地図に載っているところは何も植えておらず、この裏の方に畑のような所がありますがこの斜線の脇の方に農道のようなものがあり抜けて通っていける形になっていました。ここに建物を建てても問題ないかと思われました。その裏の土地も売主の方の土地のようでしたので問題ないかと思えます。以上です。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして、議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について》

議 長	この農用地利用集積計画（案）については 12 月 8 日に行われました農用地利用調整会議において確認されております。 それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第 3 号 農用地利用集積計画（案）の決定について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 3 号 農用地利用集積計画（案）の決定については原案通り決しました。 以上をもちまして本日の審議を全て終了いたします。 次に農業者年金の裁定請求について、事務局より報告をお願いします。
事 務 局	(説 明) 《農業者年金の裁定請求について》
議 長	報告事項であります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようでしたら、これもちまして第 13 回西部農地部会を閉会します。
	閉 会 午後 3 : 2 0
	<p>議 長 _____ 佐藤 康弘</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 五十嵐 覚</p> <p>議 事 録 署名委員 _____ 荻原 優太</p>